

第3編 障害福祉計画

第1章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 福祉施設入所から地域生活への移行者数

【国の基本指針】福祉施設入所から地域生活への移行者数	
第6期計画	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
第7期計画	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

【本市における目標値】

令和元（2019）年度末時点の福祉施設入所者数197人に対して、令和元（2019）年度末以降から令和5（2023）年度までの地域生活移行者数は、成果目標12人に対して2人（見込み）であり、福祉施設入所者の1.0%となっています。

本計画では、令和4（2022）年度末時点の福祉施設入所者数194人に対して、施設入所者の重度化・高齢化により地域生活移行者数は減少傾向にあるため、国の基本指針における地域生活移行目標の6%（12人）以上を移行することを令和8（2026）年度の目標値として定めます。

	第5期計画		第6期計画		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (年度末見込み)
施設入所者数	197	191	187	194	192
地域生活移行者数 (単年)	2	1	1	1	0
地域生活移行者数 (累計)	9	10	0	2	2

	令和5年度 (第6期目標値)	令和5年度 (年度末見込み/達成率)	令和8年度 (第7期目標値)
地域生活 移行者数	12人以上	2人 / 1.0%	12人以上

(2) 福祉施設入所者数の削減

【国の基本指針】施設入所者の減少数	
第6期計画	令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とする。
第7期計画	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

【本市における目標値】

令和元（2019）年度末時点の福祉施設入所者数197人の1.6%（4人）削減することを令和5（2023）年度の目標値として定めたと、令和5（2023）年度の福祉施設入所者数は192人と5人（見込み）減少となっています。これは、入院・死亡を理由として施設からの退所者が増加したこと及び施設において新規入所者の受入れが制限されたことによるものです。

本計画では、国の目標に準じ、令和4（2022）年度末時点の福祉施設入所者数194人の5%（10人）以上を削減することを令和8（2026）年度の目標値として定めます。

	令和5年度 (第6期目標値)	令和5年度 (年度末見込み/達成率)	令和8年度 (第7期目標値)
施設入所者の 減少数	4人以上	5人(125.0%)	10人以上

2 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等	
第6期計画	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
第7期計画	令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のためコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、支援の実績等を踏まえ年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【本市における目標値】

障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点について、1か所を確保しており今後も現在の体制を継続します。また、国の目標に準じコーディネーターを配置し、その機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討を年3回以上行うことを令和8（2026）年度の目標値として定めます。

	令和5年度 (現状値)	(第7期目標値)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
コーディネーター配置人数	1人	1人	1人	1人
検証及び検討の実施回数	3回	3回以上	3回以上	3回以上

(2) 強度行動障害者への支援体制の充実（新規）

【国の基本指針】強度行動障害者への支援体制の充実	
第7期計画	令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関してその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、強度行動障害を有する者に関してその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

	令和5年度 (現状値)	令和8年度 (第7期目標値)
支援体制の充実	未整備	整備

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】福祉施設から一般就労する人数	
第6期計画	<p>令和5年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定める。</p> <p>【目標値】 就労移行支援：令和元年度実績の1.30倍以上 就労継続支援A型：令和元年度実績の概ね1.26倍以上 就労継続支援B型：令和元年度実績の概ね1.23倍以上</p>
第7期計画	<p>就労移行支援事業等の利用を経て令和8年度中に一般就労に移行する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>【目標値】 就労移行支援：令和3年度実績の1.31倍以上 就労継続支援A型：令和3年度実績の概ね1.29倍以上 就労継続支援B型：令和3年度実績の概ね1.28倍以上</p>

【本市における目標値】

福祉施設から一般就労した令和元（2019）年度実績の人数3人の1.30倍以上である4人を令和5（2023）年度の目標値として定めましたが、令和5（2023）年度の実績は3人（見込み）となっています。

本計画では、国の目標に準じ令和3（2021）年度実績の一般就労移行者数の1.28倍以上とし4人以上を令和8（2026）年度の目標値として定めます。

併せて、就労移行支援利用者の一般就労への移行者数を、令和3（2021）年度実績（1人）の1.31倍以上とし2人以上、就労継続支援A型利用者では令和3（2021）年度実績（1人）の概ね1.29倍以上とし2人以上、就労継続支援B型利用者では令和3（2021）年度実績（1人）の概ね1.28倍以上とし2人以上を令和8（2026）年度の目標値として定めます。

	第6期計画		第7期計画		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (年度末見込み)
一般就労 移行者数(人)	3	2	3	2	3

	令和5年度 (第6期目標値)	令和5年度 (年度末見込み/達成率)	令和8年度 (第7期目標値)
福祉施設から 一般就労する人数	6人以上	3人(50.0%)	4人以上

【就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型利用者の一般就労への移行者数】

	令和 5 年度 (年度末見込み)	令和 8 年度 (第 7 期目標値)
就労移行支援利用者	1人	2人以上
就労継続支援 A 型利用者	1人	2人以上
就労継続支援 B 型利用者	1人	2人以上

(2) 就労定着支援事業の利用者数

【国の基本指針】 就労定着支援事業の利用者数	
第 6 期計画	令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち 7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
第 7 期計画	就労定着支援事業の利用者数について、令和 8 年度の利用者数を令和 3 年度実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、令和 3（2021）年度における就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数 4 人のうち 1.41 倍となる 6 人が就労定着支援事業を利用することを令和 8（2026）年度の目標値として定めます。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (年度末見込み)
就労定着支援 利用者数 (人)	4	1	2

【就労定着支援利用者の一般就労への移行者数】

	令和 5 年度 (年度末見込み)	令和 8 年度 (第 7 期目標値)
就労定着支援利用者 (人)	2人	6人以上

(3) 就労定着支援事業の就労定着率

【国の基本指針】 就労定着率が8割以上の事業所	
第6期計画	就労定着支援事業所のうち就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
第7期計画	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【本市における目標値】

本計画では、国の目標に準じ就労定着支援事業所について、就労定着率7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを令和8(2026)年度の目標値として定めます。

4 相談支援体制の充実・強化等

(1) 地域の相談支援体制の強化

【国の基本指針】 相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	
第6期計画	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
第7期計画	令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

【本市における目標値】

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化として、平成24(2012)年10月から相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置しています。今後も継続して相談支援機能の強化等を図っていきます。

	令和5年度 (年度末見込み)	令和8年度 (第7期目標値)
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施する体制	1か所	1か所

(2) 個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善（新規）

【国の基本指針】 個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	
第7期計画	地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組み、これらを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、強度行動障害を有する者に関して、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行い、取組に必要な協議会の体制の確保を進めます。

	令和5年度 (現状値)	令和8年度 (第7期目標値)
地域のサービス基盤の 開発・改善	未整備	整備

5 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】 障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築	
第6期計画	令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
第7期計画	障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築することを基本とする。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目標として定めます。

第2章 障害福祉サービスの見込量及び確保方策

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

障害のある人などの居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、調理、掃除、洗濯等の援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害があり常に介護が必要な人の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、調理、掃除、洗濯等の援助や外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動を援護するとともに必要な情報提供を行います。

(4) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常時介護を必要とする人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護支援、外出支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害があり、その介護の必要度が著しく高い人に対してサービス利用計画に基づき居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

【訪問系サービスの実績】

サービス種別		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
居宅介護	実利用人数(人)	130	124	95.4%	130	133	102.3%	130	129	99.2%
	利用時間(時間)	1,720	1,584	92.1%	1,720	1,753	101.9%	1,720	1,675	97.4%
重度訪問介護	実利用人数(人)	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	2	100.0%
	利用時間(時間)	300	76	25.3%	300	16	5.3%	300	754	251.3%
同行援護	実利用人数(人)	10	12	120.0%	10	11	110.0%	10	8	80.0%
	利用時間(時間)	95	121	127.4%	95	113	118.9%	95	94	98.9%
行動援護	実利用人数(人)	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	利用時間(時間)	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%
重度障害者等 包括支援	実利用人数(人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	利用時間(時間)	0	0	-	0	0	-	0	0	-

(令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績)

【見込量設定の考え方】

現在の各訪問系サービス、その他の利用者数を基礎とし、利用時間の伸びや新たな利用者を勘案して利用者数を見込みます。

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実利用人数(人)	140	145	150
	利用時間(時間)	1,840	1,900	1,970
重度訪問介護	実利用人数(人)	4	4	4
	利用時間(時間)	1,000	1,000	1,000
同行援護	実利用人数(人)	10	10	10
	利用時間(時間)	95	95	95
行動援護	実利用人数(人)	1	1	1
	利用時間(時間)	4	4	4
重度障害者等 包括支援	実利用人数(人)	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0

(月間)

【見込量確保のための方策】

- ・ 障害に応じて必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、利用者のニーズに対応できる体制の整備を図ります。
- ・ 訪問系サービスについては、障害のある人が地域生活を支えるうえで中心的役割を果たすことから、多様な事業者の参入を促進しサービス提供体制の確保に取り組みます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、日中に施設で入浴、食事の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創造的活動又は生活活動の機会を提供します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人が地域生活を営むうえで、身体機能、生活能力の維持・向上のため一定期間、身体機能のリハビリテーションや歩行訓練等を行います。

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障害のある人や精神障害のある人が地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などのため一定期間、食事等日常生活能力を向上するための訓練を行います。

(4) 就労選択支援（新規）

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

(5) 就労移行支援

一般就労等を希望する65歳未満の障害のある人が、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

(6) 就労継続支援（A型）

事業所内において雇用契約に基づく働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、一般就労への移行に向けた支援も行います。

(7) 就労継続支援（B型）

一般企業や就労継続支援事業（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で就労が困難となった人などに雇用契約に基づかない働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(8) 就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事務所・家族との連絡調整等の支援を行います。

(9) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において医学的管理の下に食事、入浴等の介護及び日常生活上の相談支援等を行います。

(10) 短期入所

自宅において、障害のある人の介護をする人が病気等の場合に、短期間（夜間も含め）施設で入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援等を行います。

【日中活動系サービスの実績】

サービス種別		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
生活介護	実利用人数(人)	315	317	100.6%	315	331	105.1%	315	325	103.2%
	利用時間(時間)	6,020	6,244	103.7%	6,020	6,070	100.8%	6,080	6,420	105.6%
自立訓練 (機能訓練)	実利用人数(人)	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	利用時間(時間)	20	0	0.0%	20	0	0.0%	20	0	0.0%
自立訓練 (生活訓練) 宿泊型を含む	実利用人数(人)	3	7	233.3%	3	7	233.3%	3	5	166.7%
	利用時間(時間)	70	158	225.7%	70	118	168.6%	70	61	87.1%
就労移行支援 養成施設を含む	実利用人数(人)	11	6	54.5%	11	7	63.6%	11	9	81.8%
	利用時間(時間)	175	106	60.6%	175	134	76.6%	175	182	104.0%
就労継続支援 (A型)	実利用人数(人)	75	64	85.3%	75	53	70.7%	80	51	63.8%
	利用時間(時間)	1,470	1,308	89.0%	1,470	1,042	70.9%	1,570	1,116	71.1%
就労継続支援 (B型)	実利用人数(人)	390	379	97.2%	390	406	104.1%	395	419	106.1%
	利用時間(時間)	6,700	6,579	98.2%	6,730	6,762	100.5%	6,760	7,213	106.7%
就労定着支援	実利用人数(人)	5	4	80.0%	5	1	20.0%	5	2	40.0%
療養介護	実利用人数(人)	22	23	104.5%	22	24	109.1%	22	24	109.1%
短期入所 (福祉型・ 医療型)	実利用人数(人)	24	14	58.3%	24	11	45.8%	24	21	87.5%
	利用時間(時間)	150	96	64.0%	150	69	46.0%	150	128	85.3%

(令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績)

【見込量設定の考え方】

現在の各日中活動系サービスの利用者数を基礎とし、新たな利用者や施設の増加を勘案して利用者数等を見込みます。

サービス種別		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活介護	実利用人数 (人)	330	330	330
	利用時間 (時間)	6,400	6,400	6,400
自立訓練 (機能訓練)	実利用人数 (人)	1	1	1
	利用時間 (時間)	20	20	20
自立訓練 (生活訓練) 宿泊型を含む	実利用人数 (人)	7	7	7
	利用時間 (時間)	120	120	120
就労選択支援 [※]	実利用人数 (人)	-	1	5
	利用時間 (時間)	-	5	25
就労移行支援 養成施設を含む	実利用人数 (人)	12	12	12
	利用時間 (時間)	200	200	200
就労継続支援 (A型)	実利用人数 (人)	80	85	90
	利用時間 (時間)	1,570	1,670	1,770
就労継続支援 (B型)	実利用人数 (人)	420	425	430
	利用時間 (時間)	7,230	7,320	7,400
就労定着支援	実利用人数 (人)	5	5	5
療養介護	実利用人数 (人)	25	28	30
短期入所 (福祉型・医療型)	実利用人数 (人)	30	30	30
	利用時間 (時間)	190	190	190

(月間)

※就労選択支援は令和7年10月1日より施行

【見込量確保のための方策】

- 障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、利用者の多様なニーズに対応できる日中活動系サービスの整備を図ります。
- 就労移行支援、就労継続支援等のサービスについては、利用者の意向や障害の状況に応じた適切な支援が行えるようサービス提供事業者の確保に取り組みます。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象とし、定期的な巡回訪問や、随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

一人暮らしをするには不安のある障害のある人に対して、地域において自立した日常生活を営むために、グループホームで日常生活上の相談や援助を行います。

(3) 施設入所支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動と併せて入所施設において、夜間や休日に入浴や排せつ、食事の介助を行います。

【居住系サービスの実績】

サービス種別		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
自立生活援助	実利用人数(人)	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%
共同生活援助	実利用人数(人)	150	156	104.0%	150	159	106.0%	150	155	103.3%
施設入所支援	実利用人数(人)	195	187	95.9%	195	194	99.5%	195	192	98.5%
精神障害がある人の自立生活援助	実利用人数(人)	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
精神障害がある人の共同生活援助	実利用人数(人)	63	59	93.7%	64	61	95.3%	65	59	90.8%
設置箇所数	設置箇所数(箇所)	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
コーディネーター配置人数	配置人数(人)	-	1	-	-	1	-	-	1	-
検証及び検討の実施回数	回数(回)	-	2	-	-	2	-	-	2	-

(各年度9月分実績)

【見込量設定の考え方】

現在の各居住系サービスや施設入所者の地域生活への移行の数値目標、新たな利用者を勘案して利用者数を見込みます。

サービス種別		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立生活援助	実利用人数(人)	5	5	5
共同生活援助	実利用人数(人)	155	160	160
施設入所支援	実利用人数(人)	195	195	195
精神障害がある人の自立生活援助	実利用人数(人)	3	3	3
精神障害がある人の共同生活援助	実利用人数(人)	70	70	70
設置箇所数	設置箇所数(箇所)	1	1	1
コーディネーター配置人数	配置人数(人)	1	1	1
検証及び検討の実施回数	回数(回)	3	3	3

(月間)

【見込量確保のための方策】

- 地域における居住の場としてのグループホーム等の充実を図るとともに、施設入所から地域生活への移行を進めます。

4 相談支援サービス

(1) 計画相談支援

障害福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案したサービス等利用計画の作成やサービス等利用計画の見直し等の便宜を供与するサービスです。

(2) 地域移行支援

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保や新生活の準備等、退所（退院）後の生活を支えるサポート体制の確保について支援を行います。

(3) 地域定着支援

居宅において単身で生活している人や同居している家族による支援を受けられない障害のある人に対して、障害特性に起因して生じた緊急（夜間等を含む）の事態における連絡、相談等の必要なサポート体制の確保について支援を行います。

【相談支援サービスの実績】

サービス種別		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
計画相談支援	実利用人数(人)	210	227	108.1%	210	221	105.2%	210	236	112.4%
地域移行支援	実利用人数(人)	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	1	20.0%
地域定着支援	実利用人数(人)	8	6	75.0%	9	14	155.6%	10	13	130.0%
精神障害がある人の地域移行支援	実利用人数(人)	2	0	0.0%	2	5	250.0%	2	5	250.0%
精神障害がある人の地域定着支援	実利用人数(人)	7	6	85.7%	8	19	237.5%	9	22	244.4%

(令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績)

【見込量設定の考え方】

現在の各相談支援サービスの利用者数を基礎とし、新たな利用者数を勘案して利用者数を見込みます。

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用人数(人)	240	250	260
地域移行支援	実利用人数(人)	10	10	10
地域定着支援	実利用人数(人)	31	34	37
精神障害がある人の地域移行支援	実利用人数(人)	5	5	5
精神障害がある人の地域定着支援	実利用人数(人)	18	20	22

(月間)

【見込量確保のための方策】

- 各事業所の相談支援専門員の増員を促し、障害福祉サービスの円滑な提供ができるよう相談支援体制の充実・強化に努めます。
- 入所施設や病院等に入所・入院している人の地域生活移行を進め、安心して暮らせる環境を整えるために、地域相談支援体制の充実を図ります。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置については、令和2（2020）年度に設置しており今後は協議の場の活性化に向けた取組を行います。

【保健、医療及び福祉関係者による協議の場の実績】

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	4	100.0%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	10	18	180.0%	10	20	200.0%	10	35	240.0%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施回数（回）	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%

（令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績）

【見込量設定の考え方】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を整備するために必要となる開催回数、参加者数、目標設定及び評価の実施回数について見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	5	5	5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	80	80	80
保健、医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施回数（回）	2	2	2

【見込量確保のための方策】

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を確保し、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、重層的な連携による支援体制の整備に取り組みます。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施については、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を中心に取組を推進していきます。

6 発達障害のある人に対する支援

発達障害のある人の早期発見・早期支援には、発達障害のある人及びその家族等への支援が重要であるため、保護者等が発達障害の特性を理解し必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの発達障害のある人に対する支援体制の充実を図る取組を行います。

【発達障害のある人に対する支援の実績】

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(人)	15	0	0.0%	15	16	106.7%	15	11	73.3%
ペアレントメンターの人数(人)	2	0	0.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
ピアサポートの活動への参加人数(人)	15	0	0.0%	15	0	0.0%	15	0	0.0%

(令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績)

【見込量設定の考え方】

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び発達障害者等の数を勘案して、受講者数を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(人)	15	15	15
ペアレントメンターの人数(人)	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数(人)	2	2	2

【見込量確保のための方策】

- ・県や津山地域自立支援協議会等と連携し、支援プログラム等の情報収集及び提供を行っていきます。
- ・発達障害のある人及びその家族等に対して、支援プログラム等への受講・参加を促します。

7 地域の相談支援体制の充実・強化

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する取組を行います。

【地域の相談支援体制の充実・強化の実績】

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数 (実地指導等の件数)	5	9	180.0%	5	5	100.0%	5	0	0.0%
地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数 (相談支援専門員への研修回数)	4	4	100.0%	4	4	100.0%	4	0	0.0%
地域の相談機関との連携強化の 取組の実施回数 (支援部会・情報交換会等の回数)	15	11	73.3%	15	10	66.7%	15	2	13.3%

(令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績)

【見込量設定の考え方】

津山地域障害者基幹相談支援センターが行う指導・助言及び人材育成等の取組状況を基礎とし、支援件数等を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数 (実地指導等の件数)	5	5	5
地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数 (相談支援専門員への研修回数)	4	4	4
地域の相談機関との連携強化の 取組の実施回数 (支援部会・情報交換会等の回数)	12	12	12

【見込量確保のための方策】

- ・津山地域障害者基幹相談支援センターが行う各種取組を検証・評価し、各事業所へのバックアップを含め相談支援体制の充実・強化に向けた取組を行います。

8 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築するための取組を行います。

【障害福祉サービスの質を向上させるための取組の実績】

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
都道府県等が実施する各種研修への職員の参加人数（人）	10	3	30.0%	10	4	40.0%	10	7	70.0%
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係自治体と共有する回数（回）	12	12	100.0%	12	12	100.0%	12	12	100.0%

（令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績）

【見込量設定の考え方】

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込みます。障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所等と共有する回数を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県等が実施する各種研修への職員の参加人数（人）	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係自治体と共有する回数（回）	12	12	12

【見込量確保のための方策】

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修に、職員の積極的な参加を図ります。
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を事業所や関係自治体等と共有し、事務の効率化・負担軽減を図ります。

第3章 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

「障害者総合支援法」において地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の判断で柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を実施し障害のある人の生活を支援しています。

現状の各サービス利用者数及びニーズ等を勘案し、サービス量、サービス提供体制等を見込みます。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対し障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

【理解促進研修・啓発事業の実績】

サービス種別		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【サービスの見込量】

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

【自発的活動支援事業の実績】

サービス種別		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【サービスの見込量】

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障害のある人からの福祉に関する各種の問題等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の障害福祉サービスの利用支援を行います。

また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。

② 基幹相談支援センター

支援困難事例への専門的な対応、相談支援事業者への助言や人材育成の支援など、地域における相談支援の中核機関としての役割を担います。

③ 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援体制の強化や地域移行・地域定着に向けた取組を行います。

【相談支援事業の実績】

サービス種別		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
障害者相談支援事業	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
	相談件数(件)	15,000	16,617	110.8%	15,000	16,436	109.6%	15,000	4,565	30.4%
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

(令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績)

【サービスの見込量】

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
	相談件数(件)	16,000	16,000	16,000
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等強化事業	実施の有無	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助し、障害者の権利擁護を図ります。

【成年後見制度利用支援事業の実績】

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績 (年度末見込み)
成年後見制度利用支援事業	実利用者(人)	23	23	23

【サービスの見込量】

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者(人)	25	25	25

(5) 意思疎通支援事業

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害のある人が手話通訳・要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

②手話通訳者設置事業

聴覚障害のある人の相談・支援体制を充実するため、市役所、相談所等に手話通訳者を設置します。

【意思疎通支援事業の実績】

サービス種別		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績 (年度末 見込み)	実績対比
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	人/月	10	3	30.0%	10	3	30.0%	10	5	50.0%
手話通訳者 設置事業	設置者数 (非常勤)	非常勤 2名	非常勤 2名	100.0%	非常勤 2名	非常勤 2名	100.0%	非常勤 2名	非常勤 1名	50.0%

【サービスの見込量】

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	人/月	10	10	10
手話通訳者 設置事業	設置者数 (非常勤)	2	2	2

(6) 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人に対し障害の種類、程度等に応じた自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

【日常生活用具給付等事業の実績】

サービス種別		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績 (見込み)	実績対比
介護訓練支援用具	件/年	10	6	60.0%	10	10	100.0%	10	8	80.0%
自立生活支援用具	件/年	15	7	46.7%	15	9	60.0%	15	7	46.7%
在宅療養等支援用具	件/年	15	17	113.3%	15	12	80.0%	15	11	73.3%
情報・ 意思疎通支援用具	件/年	20	39	195.0%	20	54	270.0%	20	34	170.0%
排せつ管理支援用具	件/年	2,200	2,298	104.5%	2,250	2,292	101.9%	2,300	2,230	97.0%
居宅生活動作補助 用具（住宅改修費）	件/年	5	2	40.0%	5	2	40.0%	5	2	40.0%

【サービスの見込量】

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件/年	10	10	10
自立生活支援用具	件/年	15	15	15
在宅療養等支援用具	件/年	15	15	15
情報・ 意思疎通支援用具	件/年	40	40	40
排せつ管理支援用具	件/年	2,400	2,400	2,400
居宅生活動作補助 用具（住宅改修費）	件/年	5	5	5

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人、音声言語機能障害のある人のコミュニケーションの円滑化の手段としての手話の技術等の指導を行い、手話奉仕員を養成します。

【手話奉仕員養成研修事業の実績】

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績 (年度末見込み)
手話奉仕員養成 研修事業	登録見込み 者数（人）	6	5	5

【サービスの見込量】

サービス種別		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話奉仕員養成 研修事業	登録見込み 者数（人）	7	7	7

（８）移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、地域における自立生活や社会参加を促進するために外出のための支援を行います。

【移動支援事業の実績】

サービス種別		令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績 (年度末 見込み)	実績対比
移動 支援事業	箇所	12	12	100.0%	12	13	108.3%	12	11	91.7%
	人/月	40	26	65.0%	40	30	75.0%	40	26	65.0%
	時間/月	250	195	78.0%	250	200	80.0%	250	194	77.6%

【サービスの見込量】

サービス種別		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
移動支援事業	箇所	13	13	13
	人/月	30	30	30
	時間/月	200	200	200

（９）地域活動支援センター

創作的活動若しくは生産活動の機会又は機能訓練その他のサービスを提供することにより、障害のある人の地域での自立した生活及び社会参加を促すことを目的としてサービスを提供します。

【地域活動支援センターの実績】

サービス種別		令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績 (年度末 見込み)	実績対比
地域活動支援 センター I 型	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人/月	190	117	61.6%	190	114	60.0%	190	133	70.0%

【サービスの見込量】

サービス種別		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域活動支援センター I 型	箇所	1	1	1
	人/月	150	150	150

【見込量確保のための方策】

- ・「社会的障壁」を除去するために、障害及び障害のある人への理解を深めるための啓発活動を実施します。
- ・障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
- ・障害者相談支援事業所の周知活動を進めるとともに、基幹相談支援センターを拠点とし専門的な指導・助言、情報収集及び提供、人材の育成等の相談支援体制の充実を図ります。
- ・障害のある人の権利擁護のために成年後見制度の周知や利用の促進を図り、日常生活で必要となる日常生活用具給付事業の給付対象品目の調査、情報提供を行います。

2 その他の事業

【その他の事業の実績】

サービス種別		令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度			
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績 (年度末見込み)	実績対比	
日中一時支援事業	箇所	16	18	112.5%	16	18	112.5%	16	19	118.8%	
	人/月	90	67	74.4%	90	62	68.9%	90	61	67.8%	
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等	回	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	点字・声の広報等発行等	種類	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	奉仕員養成研修	講座	5	5	100.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%
	自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	4	0	0.0%	4	2	50.0%	4	1	25.0%
	移送サービス	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
		人/年	180	131	72.8%	180	140	77.8%	180	130	72.2%
盲導犬育成助成事業	件/年	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	

【サービスの見込量】

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
日中一時支援事業	箇所	19	19	19	
	人/月	80	80	80	
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等	回	1	1	
	点字・声の広報等発行等	種類	2	2	
	奉仕員養成研修	講座	5	5	
	自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	4	4	
	移送サービス	箇所	1	1	1
		人/年	180	180	180
盲導犬育成助成事業	件/年	1	1	1	

【見込量確保のための方策】

- 日中一時支援事業は、介護をしている家族の負担軽減、家族の就労支援、障害のある人の日中活動の場の確保等を見込み、今後も継続的に実施します。
- スポーツやレクリエーション活動を通じて障害のある人の体力増進や交流を促進し、文字による情報入手が困難な障害のある人に音訳した広報紙を定期的に提供します。